

## 入所に関する同意書兼確認書

受付印

- \* 入所申請時に提出してください。提出がない場合は、入所申請を受付できません。
- \* 入所児童1人につき1枚必要です。
- \* 提出前にコピーを取り各自でお持ちください。

|                                           |                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入<br>所<br>申<br>請                          | 保護者の状況は必ず入所事由を満たしていること。また入所事由に変更があった場合は、利用変更届等必要な証明書等を速やかに提出すること。                                                                                        |
|                                           | 入所申請に必要な書類は、受付期間内に提出が必要であること。必要書類に不足、不備がある場合は受付の対象にならないこと。                                                                                               |
|                                           | 保護者の就労状況について、就労先に調査や確認を行うこと。                                                                                                                             |
|                                           | 児童の申請内容について、明石市・小学校等関係機関に提供する場合があること。                                                                                                                    |
| 提<br>出<br>書<br>類                          | 就労内定、就学予定、育児休業からの復職等を理由に入所した場合は、入所後30日以内に入所日以降に発行された就労証明書、在学証明書等を提出すること。                                                                                 |
|                                           | 就職活動を理由に入所した場合は、入所後90日以内に就労を開始し就労証明書を提出すること。                                                                                                             |
|                                           | 各世帯区分に応じた保護者負担金の適用、変更については保護者負担金の世帯区分（変更）届出書の提出が必要であること。                                                                                                 |
|                                           | 世帯状況、住所・連絡先・保護者氏名等に変更があった場合は、速やかに利用変更届を提出すること。                                                                                                           |
|                                           | 退所、休所の場合は事前に利用変更届を提出すること。前日までに提出がない場合は、児童クラブを一日も利用していなくても保護者負担金及び延長利用料が発生すること。                                                                           |
| ク<br>ラ<br>ブ<br>の<br>運<br>営<br>・<br>利<br>用 | 開所時間を守ること。延長時間（朝）の利用は申込者のみで、児童は午前8時以降にクラブに到着すること。また、延長時間（夕方）の利用は申込者のみで、午後6時30分または午後7時までに、必ず保護者または代理の大人が迎えに来ること。延長利用時間を守れない場合は、延長育成の取り消し、または利用の一時停止となること。 |
|                                           | 明石市に気象警報発令時、熱中症予防（暑さ指数WBGTによる）、学級閉鎖時の対応について、児童クラブの指示に従うこと。                                                                                               |
|                                           | 他の児童や支援員への暴力・危険行為、施設・設備・備品等の破壊行為、支援員の指示を聞かない等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は入所許可の取り消し、または利用の一時停止となること。                                                            |
|                                           | クラス発表時の名前の一覧や、くつ箱への名前の表示、個人が作成した作品への名前の表示等、クラブ運営において必要な範囲での個人情報の使用に同意すること。                                                                               |
|                                           | 利用日、利用時間については、原則、保護者の就労等で児童の保護が不可能な場合とすること。                                                                                                              |
|                                           | おやつ等の提供について、万が一アレルギーが発症しても児童クラブは責任を負わないこと。                                                                                                               |
|                                           | 登降所中等、放課後児童クラブの管理下でない状況で事故・災害・発病等いかなる事態が発生した場合も、明石市および放課後児童クラブは責任を負わないこと。また、児童の責めに帰すべき事故についても同様とすること。                                                    |
|                                           | 入所または延長利用期間中であっても入所できる基準（募集要項1ページ 1.入所できる方）に該当しなくなった場合や保護者負担金または延長利用料の滞納、虚偽の申請があったときは、入所許可の取り消し、または利用の一時停止となること。                                         |

### 【署名欄】

明石市放課後児童クラブの入所許可申請にあたり、上記の内容すべての項目を確認し同意します。  
なお、本書の内容に反した場合、入所許可や延長育成の取り消しになっても異議ありません。

記入日 年 月 日

住所 保護者氏名 ( )  
( ) 児童クラブ ( )年 児童氏名 ( )